

# 議会改革特別委員会

日時：令和6年7月31日（水）  
広報公聴特別委員会終了後  
場所：第1委員会室

1 議会モニター制度その他の手法の検討

2 その他

# 議会改革特別委員会に おける協議のポイント

2024年7月31日議会改革特別委員会資料

# 令和5～6年度島田市議会議長方針

基本方針

【外部評価について】～住民参加から住民参画へ～  
早稲田マニ研による議会改革度調査結果では住民参画の分野が低い。市議会の会議などに参画し参考人、請願者、傍聴者という立場で発言する機会を確保する。議案に対する住民意見の収集。⇒政策立案機能を発揮するため、先ずは市民の想いを議会が吸い上げることを意識したい。

具体的な運営

【特別委員会の設置】（議会改革）  
議会報告会の開催等、議会と住民との意見交換する機会の重点的な議論が必要。

議会基本条例第7条第2項の充実

# 議会改革度調査 (早稲田マニフェスト研究所)

早稲田マニフェスト研究所の議会改革調査部会において、議会改革の取組状況や傾向を把握することを目的に毎年全国の都道府県・市区町村議会に調査を実施。

## 【調査の考え方】

- \* 取組を数値化することにより、各議会が取組向上を図る際の客観的指標を示す。
- \* 議会改革の方向性を定め、次なる課題・ステージを提示する。
- \* 上位ランキングの公表により、地方議会に善政競争を促し、二元代表制の一翼を担う議会を強化したい。

年度	総合順位 (1,562議会中)	分野別順位		
		情報共有	住民参画	機能強化
全体	85位	118位	293位	61位
県内	2位	3位	11位	1位

単に順位を上げる  
ことが目的でない

議長基本方針の**住民参画**の強化の根拠

客観的指標から「次なる課題」に取り組む

# 回答内容の概要(1)

(議会改革度調査)

設問項目	島田市議会回答内容
1 住民は、会議を傍聴することができますか。	■自由に傍聴できる(本会議、全員協議会) ■自由に傍聴できるが児童・乳幼児は許可が必要) (常任委員会、議会運営委員会、特別委員会)
2 住民が会議を傍聴する上で、工夫している仕組みや取り組みはありますか。	■車いすで傍聴可能 (本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会) ■親子傍聴席の設置 (本会議、全員協議会)
3 住民が会議で発言する仕組みや実績がありますか。	■仕組みや2023年度中の実績なし
4 住民が、会議で議員に対して発言を要求できる仕組みや実績がありますか。	■仕組みや2023年度中の実績なし
5 本会議や委員会以外に、住民と議会がつながる仕組みや取り組みはありますか。	■議会報告会・意見交換会

## 回答内容の概要(2) (議会改革度調査)

設問項目	島田市議会回答内容
6 学生、生徒、児童を対象とした、議会が実施する主権者教育・シティズンシップ教育の仕組みや2023年中の実績はありますか。	【仕組みと2023年中の実績がある】 ■地域の学生、生徒、児童との対話・交流の機会（出前講座や交流会）
7 住民が議会に「住民参画」できるようにするため、工夫している仕組みや取組みはありますか。（図書室の利活用など含む）	■議会だよりにおいて、議会に関心を持ってもらうことを主眼に、巻頭に市民の活動を取材した特集記事を掲載し議会に参画してもらえよう取り組んでいる。 ■議会フロア内に「なんでもポスト」を設置し、市民が議題を問わず議会へ投書することができるようになっている。

議会改革度調査内容・結果からの課題は**議会運営上の仕組みの見直し**という結果に！

↓  
委員長報告を踏まえ  
課題は何か？

→ 市民参画と市民意見を政策につなげる仕組みづくり？

# 委員会協議のポイント(1)

委員会中間報告

具体的な取組に変革していく事項の一つに「**より政策につなげるための仕組みづくりについて検討する。**」

広報広聴特別  
委員会最終報告

議会報告会の企画や内容についても委員会の名称変更に合わせて主体となって決定する役割が求められる。そのため、「議会報告会で得られた意見及び情報等の取り扱いについて（イメージ）」に示すフローチャートを議会運営委員会などで見直すなど、権限の明確化について検討されたい。

## 市民意見を政策につなげる仕組みづくり

◆常任委員会の委員の任期が2年となったことを踏まえ、「行政執行の監視機能を強化し、専門性を活かした政策提言等行うことで住民の福祉の向上につなげる」（基本条例第7条第2項の具現化）のために、議会報告会での意見、常任委員会での重要案件等を政策提言に結びつけるガイドラインを検討する必要があるか？

◆議会報告会における市民意見は「課題発見」「政策課題」として取り上げられる重要な機会であることから上記ガイドラインとの整合を図りつつ**広報広聴特別委員会の権限の明確化**について検討する必要があるか？（議会基本条例第7条第1項）  
併せて市民意見のフィードバックの方法についても検討する必要があるか？

# 委員会協議のポイント(2)

## 議会モニター

- ◆議会改革特別委員会のこれまでの議論を踏まえ議会モニターの導入を検討してきた。
- ◆賛否がある中、導入の適否を検討する際のポイントとして、目的、島田市議会の現状を踏まえた必要性、議員・事務局の人的資源、議員の事務的負担等の検討
- ◆代替案はあるのか？

## 主権者教育

- ◆広報広聴特別委員会最終報告  
高校生の意見交換会の継続  
小学生を対象とした「議会探検ツアー」のようなイベントの開催の検討  
6月19日に設置された広報広聴特別委員会において検討

## その他

- ◆そもそも「市議会」「市議会議員」が何をしているのかを周知する方法
- ◆委員からも同委員会で意見が出され、議会報告会アンケートの自由記述欄にも指摘あり。